

3. 資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘 要
2010年4月1日	210,200百万円	210,200百万円	相互会社から株式会社への組織変更に伴う純資産の部の組替えによるもの
2012年4月2日	7百万円	210,207百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの
2013年4月1日	8百万円	210,215百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの
2013年6月21日	9百万円	210,224百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの
2014年6月25日	37百万円	210,262百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの
2014年7月23日	124,178百万円	334,440百万円	公募による新株式発行によるもの
2014年8月19日	8,663百万円	343,104百万円	オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当によるもの
2015年4月1日	42百万円	343,146百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの

4. 株式の総数

(2016年3月31日現在)

発行可能株式総数	4,000,000千株
発行済株式の総数	1,198,023千株
株主数	839,514名

(注) 発行可能株式総数・発行済株式の総数は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

5. 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

(2016年3月31日現在)

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	1,198,023千株	—

(注) 発行数は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 大株主(上位10位)

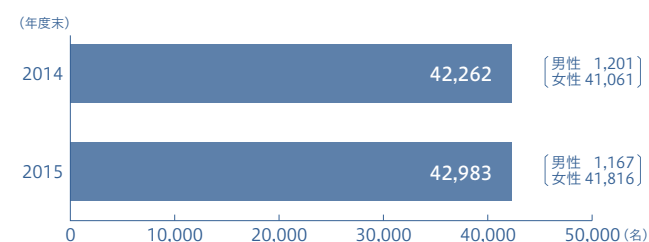
(2016年3月31日現在)

株主名	主たる営業所又は事務所の所在地	当社への出資状況	
		持株数	持株比率
		千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	61,339	5.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	47,927	4.00
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	45,000	3.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	42,887	3.57
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.	31,518	2.63
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM	29,218	2.43
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目4番2号	25,392	2.11
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	25,000	2.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	22,000	1.83
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	200 WEST STREET NEW YORK,NY,USA	17,599	1.46

(注) 1. 持株数は記載単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しています。

6.従業員の状況

●生涯設計デザイナーの在籍状況



●内勤職員の在籍状況



●採用数・平均年齢・平均勤続年数

区 分		採用数(名)		平均年齢	平均勤続年数
		2014年度	2015年度	2015年度末	
生涯設計デザイナー		8,465	8,645	47歳5ヵ月	10年11ヵ月
性別	男性	53	62	42歳10ヵ月	18年0ヵ月
	女性	8,412	8,583	47歳7ヵ月	10年8ヵ月
内勤職員		703	756	44歳7ヵ月	14年10ヵ月
性別	男性	150	131	46歳1ヵ月	19年10ヵ月
	女性	553	625	43歳10ヵ月	12年5ヵ月
職種別	基幹職掌(グローバル職員)	114	117	43歳11ヵ月	20年3ヵ月
	基幹職掌(エリア職員)	145	108	41歳10ヵ月	16年6ヵ月
	その他	444	531	48歳9ヵ月	7年3ヵ月

●平均給与(月額)

(単位：千円)			(単位：千円)		
区 分	2014年度	2015年度	区 分	2014年度	2015年度
生涯設計デザイナー	252	252	内勤職員	301	304

- (注) 1.生涯設計デザイナーにはオフィス長を含んでいます。
2.生涯設計デザイナーの在籍数については、当社と委任契約を締結しかつ生命保険募集人登録をしているものを含んでおり、その内訳は、2014年度末1,412名、2015年度末1,485名、その他補助的業務に従事するものが、2014年度末567名、2015年度末512名です。
3.内勤職員には、支社長、営業部長、推進役を含んでいます。
4.2009年7月1日の人事制度改定により、従来の総合職、一般職を基幹職掌へ統合しました。基幹職掌は、転勤の有無によりグローバル職員とエリア職員に区分されています。
5.その他には、常勤嘱託従業員とスタッフ社員を含んでいます。
6.平均給与(月額)は税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含んでいません。

7.店舗網一覧(2016年6月30日現在)

■本店(大代表)

電話番号	所在地
03-3216-1211	東京都千代田区有楽町1-13-1 DNタワー21(第一農中ビル)

■窓口一覧

窓口名	電話番号	所在地
第一生命ほけんショップ札幌駅前店	011-209-0608	北海道札幌市中央区北三条西4-1-4 札幌第一生命ビル6階
第一生命ほけんショップ帯広店(帯広支社内)	0155-22-7211	北海道帯広市西一条南10-18 帯広第一生命ビル1階
第一生命ほけんショップ旭川店(旭川支社内)	0166-26-0101	北海道旭川市宮下通7-3897-12 旭川第一生命ビル7階
苫小牧営業支社	0144-34-4647	北海道苫小牧市表町5-4-7 苫小牧海見第一ビルディング5階
第一生命ほけんショップ函館店(函館支社内)	0138-55-1131	北海道函館市本町6-7 函館第一ビルディング7階
第一生命ほけんショップ青森店(青森支社内)	017-734-3191	青森県青森市中央1-22-8 青森第一生命ビル7階
第一生命ほけんショップ盛岡店(盛岡支社内)	019-653-1266	岩手県盛岡市中央通3-1-2 盛岡第一生命ビル7階
第一生命ほけんショップ仙台店(仙台総合支社内)	022-227-2521	宮城県仙台市青葉区国分町3-1-1 仙台第一生命ビル5階
第一生命ほけんショップ秋田店(秋田支社内)	018-865-1111	秋田県秋田市大町2-4-44 秋田第一ビル7階
第一生命ほけんショップ山形店(山形支社内)	023-631-5711	山形県山形市十日町1-1-34 山形駅前通ビル1階
第一生命ほけんショップ郡山店(福島支社内)	024-922-7190	福島県郡山市虎丸町2-11 郡山虎丸町第一生命ビルディング4階
第一生命ほけんショップ水戸店(水戸支社内)	029-226-9511	茨城県水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビルディング9階
第一生命ほけんショップ宇都宮店(栃木支社内)	028-621-1400	栃木県宇都宮市泉町1-29 第一生命ビル2階
第一生命ほけんショップ前橋店(群馬支社内)	027-224-6227	群馬県前橋市表町2-2-6 前橋ファーストビルディング3階
第一生命ほけんショップ太田店(太田支社内)	0276-45-0211	群馬県太田市飯田町878 太田第一生命館2階
第一生命ほけんショップ大宮店	050-3780-1815(※)	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウィング9階
第一生命ほけんショップ熊谷店(熊谷支社内)	048-524-7341	埼玉県熊谷市本町2-48 熊谷第一生命ビル2階
第一生命ほけんショップ川越店(川越支社内)	049-246-0521	埼玉県川越市脇田本町13-5 川越第一生命ビル7階
第一生命ほけんショップ越谷店(埼玉東部支社内)	048-988-5181	埼玉県越谷市南越谷1-16-12 新越谷第一生命ビル6階
第一生命ほけんショップ千葉店(千葉総合支社内)	043-224-3741	千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル4階
第一生命ほけんショップ成田店(成田支社内)	0476-22-1043	千葉県成田市花崎町801-1 成田T Tビル2階
第一生命ほけんショップ船橋店	050-3780-1817(※)	千葉県船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル3階
第一生命ほけんショップ柏店(柏常総支社内)	04-7144-0136	千葉県柏市末広町7-3 柏第一生命ビル5階
第一生命ほけんショップ日比谷本店	050-3780-1004(※)	東京都千代田区有楽町1-13-1 DNタワー21(第一農中ビル)2階
第一生命ほけんショップ新宿店	050-3780-1321(※)	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル3階
第一生命ほけんショップ池袋店	050-3780-1317(※)	東京都豊島区南池袋2-30-11 池袋第一生命ビルディング1階
第一生命ほけんショップ上野店(上野総合支社内)	03-3831-1281	東京都台東区上野1-10-12 商工中金・第一生命上野ビル7階
第一生命ほけんショップ渋谷店(渋谷総合支社内)	03-3498-3321	東京都渋谷区渋谷3-8-12 渋谷第一生命ビル9階
第一生命ほけんショップ立川店(立川支社内)	042-523-2521	東京都立川市柴崎町2-3-6 立川第一生命ビル5階
第一生命ほけんショップ町田駅前店	050-3780-1337(※)	東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル1階
第一生命ほけんショップ横浜駅前店	045-328-1438	神奈川県横浜市中区北幸1-4-1 横浜天理ビル17階
第一生命ほけんショップ藤沢店(湘南支社内)	0466-25-1000	神奈川県藤沢市藤沢109-6 湘南NDビル9階
第一生命ほけんショップ新潟店(新潟支社内)	025-290-5192	新潟県新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビル5階
第一生命ほけんショップ長岡店(長岡支社内)	0258-39-5310	新潟県長岡市城内町1-2-3 長岡第一生命ビル4階
第一生命ほけんショップ富山店(富山支社内)	076-432-6181	富山県富山市安住町7-14 富山安住町第一生命ビル6階
第一生命ほけんショップ金沢店	050-3781-8739(※)	石川県金沢市本町1-5-3 リファール商業棟2階
第一生命ほけんショップ福井店(福井支社内)	0776-22-5630	福井県福井市大手3-12-20 富田第一生命ビル4階
第一生命ほけんショップ長野店(長野支社内)	026-227-2111	長野県長野市中御所219-1 長野第一生命ビル4階
第一生命ほけんショップ松本支社(松本支社内)	0263-35-1212	長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル6階
第一生命ほけんショップ甲府店(甲府支社内)	055-228-5121	山梨県甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル7階
第一生命ほけんショップ沼津店(沼津支社内)	055-963-2511	静岡県沼津市大手町2-4-1 沼津第一生命ビル4階
第一生命ほけんショップ静岡店(静岡支社内)	054-254-3331	静岡県静岡市葵区日出町2-1 田中産商・第一生命共同ビル3階
第一生命ほけんショップ浜松店(浜松支社内)	053-454-2331	静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタタワー16階
第一生命ほけんショップ岐阜店(岐阜支社内)	058-263-7151	岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル5階
第一生命ほけんショップ名古屋駅前店	050-3780-1324(※)	愛知県名古屋市中村区名駅4-6-17 名古屋ビルディング5階
第一生命ほけんショップ岡崎店(岡崎支社内)	0564-22-5511	愛知県岡崎市唐沢町11-5 第一生命・三井住友海上岡崎ビル6階
第一生命ほけんショップ豊田店(豊田支社内)	0565-32-2325	愛知県豊田市喜多町1-140 ギャザ7階
第一生命ほけんショップ津店(三重支社内)	059-227-1234	三重県津市栄町2-312 津第一生命ビル1階
第一生命ほけんショップ大津店(滋賀支社内)	077-522-2644	滋賀県大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング5階
第一生命ほけんショップ京都店(京都総合支社内)	075-221-7951	京都府京都市中京区御池通東洞院西入ル笹屋町435 京都御池第一生命ビル9階
第一生命ほけんショップ奈良店(奈良支社内)	0742-26-2821	奈良県奈良市角振町18 奈良第一生命ビル2階
第一生命ほけんショップ和歌山店(和歌山支社内)	073-423-1261	和歌山県和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル7階
第一生命ほけんショップ大阪駅前店	06-6346-6527	大阪府大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビル18階
第一生命ほけんショップ難波店(大阪南支社内)	06-6214-6210	大阪府大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル5階
第一生命ほけんショップ茨木店(茨木支社内)	072-633-7741	大阪府茨木市双葉町13-19 第一生命ビル1階
第一生命ほけんショップ神戸店(神戸総合支社内)	078-332-6551	兵庫県神戸市中央区京町69 三宮第一生命ビル4階
第一生命ほけんショップ姫路店(姫路支社内)	079-222-1733	兵庫県姫路市白銀町24 みなと銀行・第一生命共同ビル7階
第一生命ほけんショップ鳥取店(鳥取支社内)	0857-23-7151	鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル5階
第一生命ほけんショップ松江店(島根支社内)	0852-26-2200	島根県松江市朝日町498 松江駅前第一生命ビル6階
第一生命ほけんショップイオンモール岡山店	050-3781-8768(※)	岡山県岡山市北区下石井1-2-1-3065 イオンモール岡山3階
第一生命ほけんショップ広島店(広島総合支社内)	082-262-0271	広島県広島市南区的場町1-2-21 広島第一生命OSビル10階
福山営業支社	084-924-5211	広島県福山市紅葉町2-36 福山D Sビル8階
第一生命ほけんショップ下関店(山口支社内)	083-223-0311	山口県下関市細江町1-2-10 エストラスト第2ビル6階
山口支社(徳山分室)	0834-31-2111	山口県周南市岐山通2-1-3 徳山分室1階

経営に関する諸資料

事業の状況

経理の状況

特別勘定の状況

保険会社及びその子会社等の状況

窓口名	電話番号	所在地
第一生命ほけんショップ高松店(東四国支社内)	087-851-0101	香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビルディング新館9階
徳島営業支社	088-622-3034	徳島県徳島市新町橋2-10-1 徳島眉山第一生命ビル6階
第一生命ほけんショップ松山店(松山支社内)	089-941-0147	愛媛県松山市二番町3-5-5 松山二番町第一生命ビル5階
第一生命ほけんショップ高知店(高知支社内)	088-823-2555	高知県高知市南はりまや町1-2-2 高知第一生命ビル2階
第一生命ほけんショップ福岡天神店	092-733-3601	福岡県福岡市中央区天神2-8-30 天神西通りビジネスセンター6階
第一生命ほけんショップ小倉店(北九州総合支社内)	093-541-3281	福岡県北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル7階
第一生命ほけんショップ久留米店(久留米支社内)	0942-39-7111	福岡県久留米市六ツ門町15-1 久留米第一生命ビル1階
第一生命ほけんショップ佐賀店(佐賀支社内)	0952-22-2161	佐賀県佐賀市水ヶ江1-2-28 佐賀第一生命ビルディング1階
第一生命ほけんショップ長崎店(長崎支社内)	095-823-8111	長崎県長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビル4階
佐世保営業支社	0956-23-5311	長崎県佐世保市常盤町1-3 佐世保第一生命館2階
第一生命ほけんショップ熊本店(熊本支社内)	096-325-6311	熊本県熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビルディング5階
第一生命ほけんショップ大分店(大分支社内)	097-534-0241	大分県大分市中央町1-1-5 大分第一生命ビル5階
第一生命ほけんショップ宮崎店(宮崎支社内)	0985-28-3111	宮崎県宮崎市広島1-18-13 宮崎第一生命ビル新館8階
第一生命ほけんショップ鹿児島店(鹿児島支社内)	099-224-8200	鹿児島県鹿児島市西千石町1-1 西千石第一生命ビル6階
第一生命ほけんショップ那覇店(那覇支社内)	098-867-7333	沖縄県那覇市久茂地2-22-10 那覇第一生命ビル6階

(注) 1.窓口をご利用の際は、事前にお電話をお願いいたします。
2.(*)「050」からおかけください。

■事業所一覧(支社、営業支社)

事業所名	電話番号	所在地
帯広支社	0155-22-7211	北海道帯広市西一条南10-18
旭川支社	0166-26-0101	北海道旭川市宮下通7-3897-12 旭川第一生命ビル7階
札幌総合支社	011-241-3141	北海道札幌市中央区北三条西1丁目1-11 サンメモリアルビル4階
道央支社	011-895-7500	北海道札幌市厚別区厚別中央二条5-3-31 新札幌第一生命ビル5階
苫小牧営業支社	0144-34-4647	北海道苫小牧市表町5-4-7 苫小牧海晃第一ビルディング5階
函館支社	0138-55-1131	北海道函館市本町6-7 函館第一ビルディング7階
青森支社	017-734-3191	青森県青森市中央1-22-8 青森第一生命ビル7階
盛岡支社	019-653-1266	岩手県盛岡市中央通3-1-2 盛岡第一生命ビル7階
仙台総合支社	022-227-2521	宮城県仙台市青葉区国分町3-1-1 仙台第一生命ビル5階
秋田支社	018-865-1111	秋田県秋田市大町2-4-44 秋田第一ビル7階
山形支社	023-631-5711	山形県山形市十日町1-1-34 山形駅前通ビル
福島支社	024-922-7190	福島県郡山市虎丸町2-11 郡山虎丸町第一生命ビルディング4階
水戸支社	029-226-9511	茨城県水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル9階
栃木支社	028-621-1400	栃木県宇都宮市泉町1-29 第一生命ビル2階
群馬支社	027-224-6227	群馬県前橋市表町2-2-6 前橋ファーストビルディング3階
太田支社	0276-45-0211	群馬県太田市飯田町878 太田第一生命館2階
新潟支社	025-290-5192	新潟県新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビル5階
長岡支社	0258-39-5310	新潟県長岡市城内町1-2-3 長岡第一生命ビル4階
甲府支社	055-228-5121	山梨県甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル7階
長野支社	026-227-2111	長野県長野市中御所219-1 長野第一生命ビル
松本支社	0263-35-1212	長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル6階
沼津支社	055-963-2511	静岡県沼津市大手町2-4-1 沼津第一生命ビル4階
静岡支社	054-254-3331	静岡県静岡市葵区日出町2-1 田中産商・第一生命共同ビル3階
さいたま総合支社	048-643-0412	埼玉県さいたま市大宮区宮町4-122 大宮第一生命小峯ビル3階
熊谷支社	048-524-7341	埼玉県熊谷市本町2-48 熊谷第一生命ビル2階
川越支社	049-246-0521	埼玉県川越市脇田本町13-5 川越第一生命ビル7階
埼玉東部支社	048-988-5181	埼玉県越谷市南越谷1-16-12 新越谷第一生命ビルディング6階
所沢支社	04-2924-8118	埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビル6階
千葉総合支社	043-224-3741	千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル4階
成田支社	0476-22-1043	千葉県成田市花崎町801-1 成田T Tビル2階
船橋支社	047-433-5511	千葉県船橋市本町2-8-6 船橋第一生命ビル
柏常総支社	04-7144-0136	千葉県柏市末広町7-3 柏第一生命ビル5階
土浦営業支社	029-824-0001	茨城県土浦市小松1-3-33 ハトリビル5階
上野総合支社	03-3831-1281	東京都台東区上野1-10-12 商工中金・第一生命上野ビル7階
池袋総合支社	03-3987-3311	東京都豊島区南池袋2-30-11 池袋第一生命ビルディング8階
渋谷総合支社	03-3498-3321	東京都渋谷区渋谷3-8-12 渋谷第一生命ビル9階
新宿総合支社	03-3342-0251	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル26階
立川支社	042-523-2521	東京都立川市柴崎町2-3-6 立川第一生命ビル5階
八王子支社	042-646-5181	東京都八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエア5階
都心総合支社	03-5159-4170	東京都中央区京橋3-7-1 相互館110タワー7階
江東営業支社	03-5159-4170(※)	東京都墨田区江東橋2-19-7 富士ソフトビル6階
横浜総合支社	045-451-7000	神奈川県横浜市神奈川区金港町6-6 横浜みなと第一生命ビル3階
神奈川東部支社	044-540-6520	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16 川崎テックセンター4階
町田支社	042-726-3711	東京都町田市森野2-30-14 町田第一生命館1階
厚木支社	046-229-8811	神奈川県厚木市旭町1-24-13 第一伊藤ビル3階
湘南支社	0466-25-1000	神奈川県藤沢市藤沢109-6 湘南N Dビル9階
富山支社	076-432-6181	富山県富山市安住町7-14 富山安住町第一生命ビル6階
金沢支社	076-231-2291	石川県金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ10階
福井支社	0776-22-5630	福井県福井市大手3-12-20 富田第一生命ビル4階
岐阜支社	058-263-7151	岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル5階
三重支社	059-227-1234	三重県津市栄町2-312 津第一生命ビル1階

事業所名	電話番号	所在地
浜松支社	053-454-2331	静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー16階
名古屋総合支社	052-962-8221	愛知県名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル5階
名古屋西営業支社	052-957-2736	愛知県名古屋市中区新栄町2-13 栄第一生命ビルディング2階
中京総合支社	052-322-1161	愛知県名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル10階
名古屋東支社	052-712-0871	愛知県名古屋市中区東区矢田1-3-33 名古屋大曽根第一生命ビル6階
岡崎支社	0564-22-5511	愛知県岡崎市唐沢町11-5 第一生命・三井住友海上岡崎ビル6階
豊橋営業支社	0532-55-8001	愛知県豊橋市広小路3-45-2 豊橋第一生命ビル4階
豊田支社	0565-32-2325	愛知県豊田市喜多町1-140 ギャザ7階
滋賀支社	077-522-2644	滋賀県大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング5階
京都総合支社	075-221-7951	京都府京都市中京区御池通東洞院西入ル笹屋町435 京都御池第一生命ビル9階
奈良支社	0742-26-2821	奈良県奈良市角振町18 奈良第一生命ビル
和歌山支社	073-423-1261	和歌山県和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル7階
神戸総合支社	078-332-6551	兵庫県神戸市中央区京町69番地 三宮第一生命ビル4階
姫路支社	079-222-1733	兵庫県姫路市白銀町24番地 みなと銀行・第一生命共同ビルディング7階
堺支社	072-221-7031	大阪府堺市堺区中之町西1-1-3 堺第一生命館
大阪東支社	06-6944-7654	大阪府大阪市中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビルディング9階
大阪南支社	06-6214-6210	大阪府大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル5階
大阪北支社	06-6374-3722	大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル7階
茨木支社	072-633-7741	大阪府茨木市双葉町13-19 第一生命ビル
布施支社	06-6783-1391	大阪府東大阪市長堂3-8-4
鳥取支社	0857-23-7151	鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル5階
鳥根支社	0852-26-2200	鳥根県松江市朝日町498 松江駅前第一生命ビル6階
岡山支社	086-225-4141	岡山県岡山市北区駅前町2-1-1 J R岡山駅第1NKビル
広島総合支社	082-262-0271	広島県広島市南区の場町1-2-21 広島第一生命O Sビル10階
福山営業支社	084-924-5211	広島県福山市紅葉町2-36 福山D Sビル8階
山口支社	083-223-0311	山口県下関市細江町1-2-10 6階
東四国支社	087-851-0101	香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館9階
徳島営業支社	088-622-3034	徳島県徳島市新町橋2-10-1 徳島眉山第一生命ビル6階
松山支社	089-941-0147	愛媛県松山市二番町3-5-5 松山二番町第一生命ビル5階
高知支社	088-823-2555	高知県高知市南はりまや町1-2-2
北九州総合支社	093-541-3281	福岡県北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル7階
北九州西営業支社	050-3781-8090(*)	福岡県北九州市八幡西区黒崎3-9-22 R I S O黒崎駅前ビル2階
福岡総合支社	092-291-8631	福岡県福岡市博多区冷泉町5-35 福岡祇園第一生命ビル11階
久留米支社	0942-39-7111	福岡県久留米市六ツ門町15-1 久留米第一生命ビル1階
佐賀支社	0952-22-2161	佐賀県佐賀市水ヶ江1-2-28 佐賀第一生命ビルディング1階
長崎支社	095-823-8111	長崎県長崎市西坂町2-3 第一生命ビル4階
佐世保営業支社	0956-23-5311	長崎県佐世保市常盤町1-3
熊本支社	096-325-6311	熊本県熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビルディング5階
大分支社	097-534-0241	大分県大分市中央町1-1-5 大分第一生命ビル5階
宮崎支社	0985-28-3111	宮崎県宮崎市広島1-18-13 宮崎第一生命ビルディング新館8階
鹿児島支社	099-224-8200	鹿児島県鹿児島市西千石町1-1 西千石第一生命ビル6階
那覇支社	098-867-7333	沖縄県那覇市久茂地2-22-10 那覇第一生命ビル6階

※ お電話でのご照会先は都心総合支社となります。

注. (*)[050]からおかけください。

■海外駐在員事務所

事務所名	事務所所在地
北京駐在員事務所	北京市朝陽区建国門外大街甲26号 長富宮弁公楼8005
上海駐在員事務所	上海市浦東新区陸家嘴環路1000号 恒生銀行大廈17階113号室
・海外駐在員事務所では、お手続きを承れません。 ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせは下記コンタクトセンターで承ります。	

ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせは第一生命コンタクトセンターまで

■第一生命コンタクトセンター



0120-157-157

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土・日曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)



■シニア専用フリーダイヤル



0120-085-085

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土・日曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

70歳以上のお客様を対象とした専門フリーダイヤルです。
コミュニケーターに直接つながり、ご照会に対してゆっくりと丁寧に対応を行います。

- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまよりお電話願います。
- コンタクトセンターへのお電話は、当社業務の運営管理及びサービス充実の観点から録音させていただいておりますのでご了承願います。
- 一部の IP 電話や海外からのご連絡など、フリーダイヤルがご利用できない場合は、以下の番号へおかけください。第一生命コンタクトセンターにつながります。

入院・手術給付金、死亡保険金に関するお問い合わせ 03-6834-1900 (有料)
上記以外のお問い合わせ 03-5685-6300 (有料)

8.保険会社及びその子会社等の概況(2016年3月31日現在)

■主要な業務の内容及び組織の構成

当社及び子会社等において営まれている主な事業の内容と各子会社等の当該事業における位置付けは次のとおりです。

〈事業の内容〉

①保険事業及び保険関連事業

当社及び当社の子会社等は、主に保険契約の引受け及び保険料の運用などを中心とする生命保険事業とこれらに密接に関連する生命保険関連事業などを行っています。

言事業、有価証券投資事業、不動産投資関連事業、銀行業の資産運用関連事業を行っています。

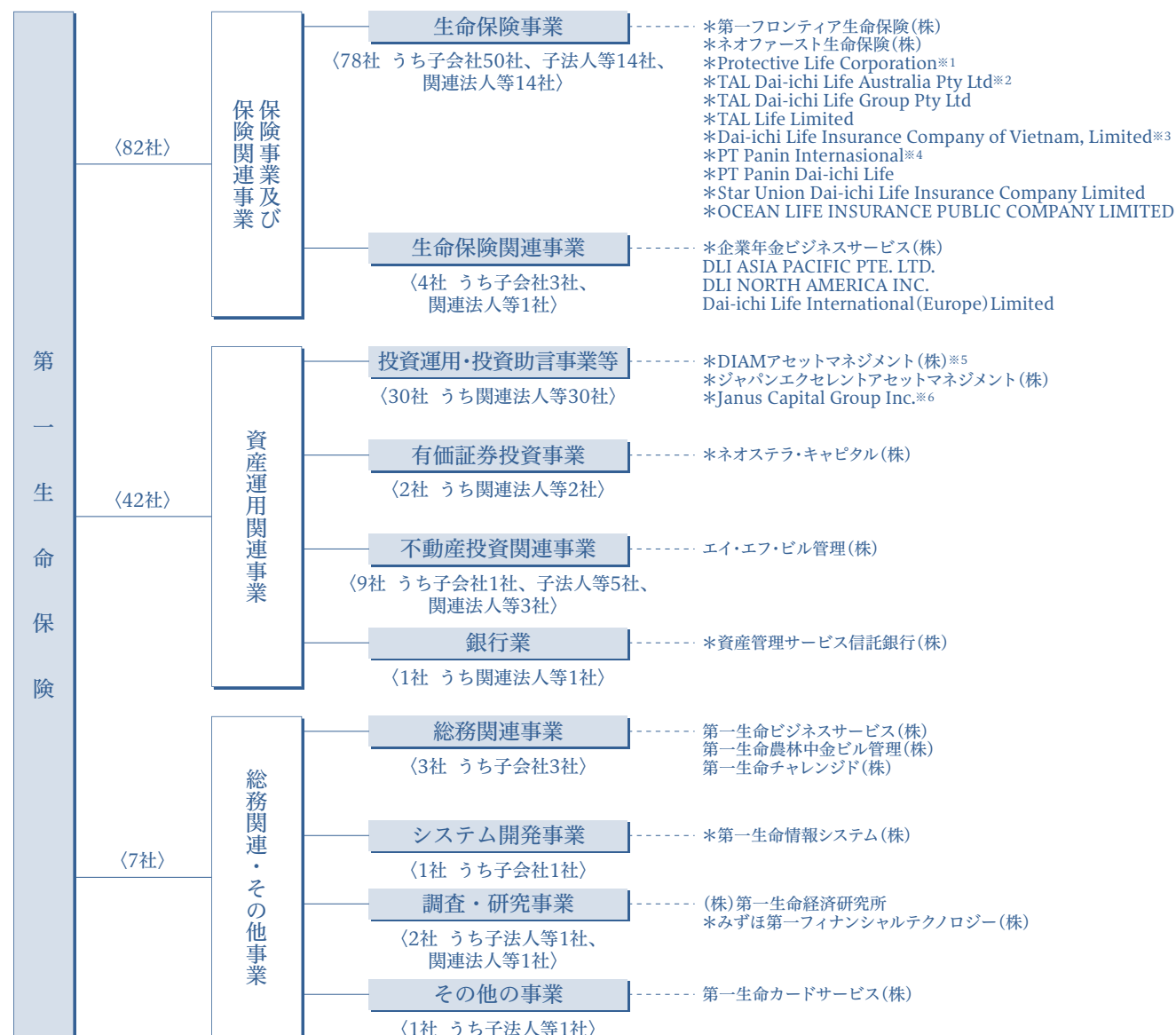
②資産運用関連事業

当社の子会社等は、国内外において投資運用・投資助

③総務関連・その他事業

当社の子会社等は、総務関連事業、システム開発事業、調査・研究事業など、当社が保険事業を遂行していくうえで必要な事業を行っています。

〈当社及び当社の子会社等の概要図〉



(注) 1.「*」を表示した会社は、2016年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。

2.会社名は主要なものを記載しています。

3.上記子法人等には、子会社を含んでいません。

※1 Protective Life Corporationは、傘下に48社(うち、当社の連結される子会社及び子法人等40社ならびに持分法適用の関連法人等5社)を有する持株会社であります。

※2 TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdは、傘下に15社(当社の連結される子会社及び子法人等14社ならびに持分法適用の関連法人等1社)を有する持株会社であります。

※3 Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedは傘下に2社(うち、当社の連結される子会社及び子法人等1社)を有しております。

※4 PT Panin Internasionalは、傘下に5社(当社の持分法適用関連法人等に該当)を有する持株会社であります。

※5 DIAMアセットマネジメント(株)は、傘下に海外で投資運用業・投資助言業を行う子会社4社(当社の持分法適用関連法人等に該当)を有しております。

※6 Janus Capital Group Inc.は、傘下に子会社23社(当社の持分法適用関連法人等に該当)を有する持株会社であります。

■子会社等に関する事項

●国内

会社名	設立年月日	資本金又は出資金(百万円)	主たる事業の内容	主たる営業所又は事業所の所在地	代表電話番号	総株主又は出資者の議決権の割合(%)	又、その子会社の議決権の割合(%)
第一フロンティア生命保険(株)*	2006年12月1日	117,500	生命保険業	東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー http://www.d-frontier-life.co.jp/	03-6685-6500	100.0%	0.0%
ネオファースト生命保険(株)*	1999年4月23日	25,100	生命保険業	東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー http://neofirst.co.jp	03-5434-7031	100.0%	0.0%
第一生命情報システム(株)*	1988年4月1日	1,000	コンピュータシステム開発・ソフトウェア開発	東京都府中市日鋼町1-9 第一生命府中ビルディング http://www.dls.co.jp/dls/	042-330-6500	97.0%	3.0%
企業年金ビジネスサービス(株)*	2001年10月1日	6,000	企業年金の制度管理業務(契約・加入者・収支の管理事務等)	東京都品川区南大井6-22-7 大森ベルポートE館	03-6404-0300	49.0%	1.0%
D I A M アセットマネジメント(株)*	1985年7月1日	2,000	投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業	東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビルディング http://www.diam.co.jp/	03-3216-0101	50.0%	0.0%
ネオステラ・キャピタル(株)*	1989年12月1日	100	未公開株式投資に関する業務	東京都中央区日本橋1-17-10 新光ビルディング日本橋 http://www.neostella-cap.co.jp/	03-6202-9521	40.0%	10.0%
資産管理サービス信託銀行(株)*	2001年1月22日	50,000	マスタートラスト・有価証券資産の管理及び確定拠出年金の資産管理業務	東京都中央区晴海1-8-12 晴海トリトンスクエアZ棟 http://www.tcsb.co.jp/	03-6220-4000	23.0%	0.0%
ジャパンエクセレントアセットマネジメント(株)*	2005年4月14日	450	投資運用業	東京都港区南青山1-15-9 第45興和ビル http://www.jeam.co.jp/	03-5412-7911	26.0%	10.0%
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)*	1998年4月1日	200	金融技術に関する研究、開発、コンサルティング	東京都千代田区麹町2-4-1 麹町大通りビル http://www.mizuohobank.co.jp/fintec/index.html	03-4232-2600	30.0%	0.0%
エイ・エフ・ビル管理(株)	1994年9月30日	20	「アクロス福岡」の維持・管理	福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡	092-751-8591	68.0%	0.0%
第一生命ビジネスサービス(株)	1984年4月2日	20	当社印刷業務・保管発送業務の代行	神奈川県足柄上郡大井町上大井131-1 第一生命新大井事業所 http://www.dbs-dai-ichi-life.co.jp/	050-3782-9100	100.0%	0.0%
第一生命チャレンジド(株)	2006年8月1日	50	名刺印刷業務・清掃業務・書類発送業務	東京都北区田端6-1-1 田端ASUKAタワー http://www.dcha.jp/	03-5814-2071	100.0%	0.0%
第一生命農林中金ビル管理(株)	1993年4月1日	10	「DNタワー21」の維持・管理	東京都千代田区有楽町1-13-1 DNタワー21	03-5221-4662	73.0%	0.0%
(株)第一生命経済研究所	1997年4月1日	100	内外の経済、金融、産業、社会、文化及び生活設計上の諸問題に関する調査・研究等	東京都千代田区有楽町1-13-1 DNタワー21 http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/index.html	03-5221-4505	42.9%	57.1%
第一生命カードサービス(株)	1986年4月1日	175	クレジットカードの取扱い及び送金収納代行等に関する業務	東京都中央区京橋2-5-18 京橋創生館	03-5250-3841	35.0%	60.0%

(注) 1.*を表示した会社は、2016年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。

2.当子会社等の保有議決権の割合は間接議決権を含めた場合の割合です。

なお、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合を含んでいます。

◆指定生命保険業務紛争解決機関について

- ・当社は保険業法第105条の2の規定に基づき、指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会と金融ADRに関する手続実施基本契約を締結しております。
- ・指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、生命保険に関する苦情処理手続及び紛争解決手続等の業務を行っております。

詳細は同協会のホームページをご覧ください。
http://www.seiho.or.jp/contact/index.html

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
電話番号:03-3286-2648
受付時間:9:00～17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

(注)金融ADRとは、身の回りで起こる金融分野に関するトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続(裁判外紛争解決手続)です。

●海外

会社名	設立年月日	資本金 又は 出資金	主たる 事業の内容	主たる営業所 又は事業所の 所在地	HPアドレス	総株主又は 総出資者の 議決権に占める当社の 保有議決権 の割合(%)	総株主又は 総出資者の 議決権に占める当社子 会社等の保 有議決権の 割合(%)
Protective Life Corporation (※1)	* 1907年 7月24日	10 米ドル	アメリカにおける生命保険業 及び保険関連事業(※2)	アメリカ バーミングハム	http://www.protective.com/	100.0%	0.0%
TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd (※3)	* 2011年 3月25日 (※4)	1,630 百万豪ドル	オーストラリアにおけ る生命保険業及び保険 関連事業(※2)	オーストラリア シドニー	http://www.tal.com.au/	100.0%	0.0%
Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited (※5)	* 2007年 1月18日	17,670億 ベトナムドン	ベトナムにおける生命 保険業	ベトナム ホーチミン	http://www.dai-ichi-life. com.vn/	100.0%	0.0%
PT Panin Dai-ichi Life(※6)	* 1974年 7月19日	10,673億 インドネシアルピア	インドネシアにおける 生命保険業	インドネシア ジャカルタ	http://www.panindai- ichilife.co.id/	5.0%	95.0%
Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited	* 2007年 9月25日	2,500 百万インドルピー	インドにおける生命 保険業	インド ナビムンバイ	https://www.sudlife.in/	26.0%	0.0%
OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	* 1949年 1月11日	2,360 百万タイバツ	タイにおける生命保 険業	タイ バンコク	https://www.ocean.co.th/en	24.0%	0.0%
Janus Capital Group Inc. (※7)	* 1998年 1月23日	1 百万米ドル	アメリカにおける投 資運用業他(※8)	アメリカ デンバー	https://www.janus.com/	19.8%	0.0%
DLI NORTH AMERICA INC.(※9)	1997年 10月1日	24 百万米ドル	北米地域における統括 対象企業の事業管理	アメリカ ニューヨーク		100.0%	0.0%
DLI ASIA PACIFIC PTE. LTD.	2014年 10月20日	11 百万シンガポール ドル	アジアパシフィック地 域における統括対象企 業の事業管理・支援	シンガポール		100.0%	0.0%
Dai-ichi Life International (Europe) Limited	1985年 9月4日	10 百万ポンド	欧州における調査業務 他	イギリス ロンドン		100.0%	0.0%

(注) 1.「*」を表示した会社は、2016年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。

2.当子会社等の保有議決権の割合は間接議決権を含めた場合の割合です。

※1 Protective Life Corporationは、傘下に連結子会社40社(当社の連結子会社及び子法人等に該当)・持分法適用会社5社(当社の持分法適用関連法人等に該当)を有する持株会社であります。

※2 Protective Life Corporation及びTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの事業内容は、傘下の連結子会社・持分法適用会社の事業を含めて記載しています。

※3 TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdは、傘下に15社(当社の連結される子会社及び子法人等14社ならびに持分法適用の関連法人等1社)を有する持株会社であります。

※4 当社は2010年12月28日開催の取締役会において、Tower Australia Group Limited株式の全株取得に関する決議を行い、この株式取得プロセスの一環としてオーストラリアにTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdを設立しました。
なお、Tower Australia Group Limitedは1987年10月28日に設立されました。

※5 Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedは、傘下に連結子会社であるDai-ichi Life Vietnam Fund Management Company Limitedを有します。

※6 当社はPT Panin Dai-ichi Lifeの中間持株会社であるPT Panin Internasionalの株式を36.842%保有しています。

※7 Janus Capital Group Inc.は、傘下に連結子会社23社(当社の持分法適用関連法人等に該当)を有する持株会社であります。

※8 Janus Capital Group Inc.の事業の内容は、傘下の連結子会社の事業を含めて記載しています。

※9 DLI NORTH AMERICA INC.は、2015年2月1日付でDai-ichi Life International (U.S.A.), Inc.より社名変更しました。

●(参考)当社が設立した財団法人

財団名	設立年月日	設立の目的	主たる事業の内容
公益財団法人 矢野恒太記念会 東京都千代田区有楽町1-13-1 DNタワー21 電話03-5221-7404 http://www.yanotsuneta-kinenkai.jp/	1953年3月17日	当社創立者の業績に関する調査研究と思想の普及、 並びに事績の顕彰を行う。	①統計の普及・啓発事業 統計データブックの編集・刊行 海外日本人学校等への賛助 ②農業振興者に対する表彰 ③表彰奨学金制度の運営 (主な刊行物) 「日本国勢図会」、「世界国勢図会」、「データでみる県勢」、 「日本のすがた」
一般財団法人 第一生命財団 東京都千代田区平河町1-2-10 平河町第一生命ビル 電話03-3239-2312 http://group.dai-ichi-life.co.jp/ dai-ichi-life-foundation/	1955年11月15日	豊かな次世代社会の創造に寄与することを新たに 目的として掲げ、少子高齢化社会において、健康 で住みやすい社会の実現に向けた調査研究ならび に提案、助成等を行う。	①新設保育施設等に対する助成事業 ②住生活・地域社会・健康・福祉の調査研究・ 研究助成 ③機関誌の刊行
公益財団法人 心臓血管研究所 東京都港区西麻布3-2-19 電話03-3408-2151 http://www.cvi.or.jp/	1959年5月20日	循環器系疾患(心臓病、血管病等)の原因追究、予防、 診断及び治療を目的として設立。	①循環器系疾患に関する研究 ②付属病院での診療
公益財団法人 国際保険振興会(FALIA) 神奈川県横浜市戸塚区川上町91-1 BELISTAタワー東戸塚 電話045-827-2672 http://www.falia.or.jp/	1970年3月11日	アジア地域の生命保険事業の発展に寄与すべく (財)アジア生命保険振興会として設立。1994年4月 より事業範囲を拡大し、財団名を現名称に改める。	①生命保険事業に関する国内研修の実施 (諸外国からの研修生受入れ) ②諸外国からの留学生を対象とした懸賞論文の実施 ③諸外国でのセミナー開催

コーポレートガバナンス基本方針

制定 2015年6月1日
改正 2016年4月1日

第1編 総則

1. 目的

本基本方針は、第一生命保険株式会社(以下、「当社」という)におけるコーポレートガバナンスに係る基本的な事項を定めることにより、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的とする。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、本基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築する。

第2編 コーポレートガバナンス体制と取締役会等の責務

1. コーポレートガバナンス体制の全体像

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況等の監査を実施する。また、経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用する。さらに、経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役および執行役員の選任・解任に関する事項を審議する指名委員会および報酬に関する事項を審議する報酬委員会をそれぞれ設置する。

2. 取締役会・取締役

(1) 役割

取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。これらの事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを各業務を担当する執行役員に委任する。

(2) 全体の構成

取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により構成し、定款の定めに従い、取締役の員数を20名以内とする。また、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役に複数名選定する。

(3) 選任

①取締役会は、社内取締役候補者について、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外取締役候補者について、監督機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

②取締役会は、執行役員について、会社の業務に精通しその職責を全うすることのできる者を選任する。

③取締役候補者および執行役員の選任について、指名委員会にて審議、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。

(4) 任期

取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、社外取締役については、独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年とする。

(5) 兼任

取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

(6) 実効性評価

取締役会は、意思決定の有効性・実効性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示する。

3. 監査役会・監査役

(1) 役割

監査役会は、株主からの負託を受け、取締役会から独立した組織として、法令に基づく当社および子会社に対する事業の報告請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社および子会社の内部統制体制・業績・財務状況等についての監査を実施する。

(2) 全体の構成

監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、定款の定めに従い、その員数を5名以内とする。また、その半数以上を社外監査役により構成する。

(3) 選任

①社内監査役候補者について、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外監査役候補者について、監査機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

②監査役候補者の選任について、監査役会にて同意、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。

(4) 任期

監査役の任期は、定款の定めるところにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年とする。

(5) 兼任

監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

4. 指名委員会

(1) 役割

指名委員会は、取締役会の諮問委員会として、取締役および執行役員の選任および解任手続において適格性の観点から確認を行い、委員会案を審議、決定の上、取締役会に付議する。

(2) 全体の構成

指名委員会の委員は、会長、副会長、社長および社外委員で構成し、社外委員は、社外取締役または社外有識者から取締役会が選任する。また、指名委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とする。

5. 報酬委員会

(1) 役割

報酬委員会は、取締役会の諮問委員会として、取締役および執行役員の報酬制度に関わる事項について、委員会案を審議、決定の上、取締役会に付議する。

(2) 全体の構成

報酬委員会の委員は、会長、副会長、社長および社外委員で構成し、社外委員は、社外取締役または社外有識者から取締役会が選任する。また、報酬委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とする。

6. 役員報酬

(1) 方針および手続

①当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- ・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する
- ・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する
- ・経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬により、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティ

ティを果たす

- ・個別の報酬等の額を決定する場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断する。この場合、当社における他の役職員の報酬等および当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮する

②取締役および執行役員の報酬に関する体系ならびに個別の報酬額について、報酬委員会にて審議、取締役会にて決定する。

(2) 取締役および執行役員の報酬

取締役(社外取締役を除く)および執行役員の役員報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプション(新株予約権)にて構成する。また、社外取締役については、定額報酬のみで構成する。

(3) 監査役の報酬

監査役の報酬については定額報酬のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定する。

7. トレーニング

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。

第3編 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

1. 方針

当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組む。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を行うための体制整備を行う。

2. 株主総会

(1) 基本的な考え方

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、株主の属性等を踏まえ十分な環境整備を行う。

(2) 情報の提供

当社は株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等へその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行う。

(3) 開催日程

当社は、多くの株主が株主総会へ出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日等を適切に設定する。

3. 株主との対話

(1) 基本的な考え方

当社は、経営幹部を筆頭にIR活動を展開する。IR活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させる。当社の経営戦略等を的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家等からの信頼と適切な評価を得ることを目指す。また、当社は、IR活動を通じて収集した有用な意見、要望について、経営会議や取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。

(2) IRポリシー

前号に定める基本的な考え方を実現するにあたっての方針をIRポリシーとして策定し、開示する。

4. 政策保有株式

(1) 基本的な考え方

当社は、生命保険事業における資産運用の一環として原則として純投資目的で株式を保有するが、業務提携による関係強化等、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式も一部保有する。

(2) 保有状況の確認

主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の狙い・合理性について取締役会で毎年度確認する。保有の合理性が認められない場合に加え、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行う。

(3) 議決権行使

政策保有株式に係る議決権行使は、政策保有株式以外の株式と同一であり、別に定める議決権行使基準に則り、適切に対応する。

5. 関連当事者間取引

(1) 会社と役員との取引

当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることとする。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。

(2) 内部者取引

当社は、当社関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理ならびに役職員等による当社株式等の売買等に関して遵守すべき事項を定め、厳格な運用を行う。

第4編 ステークホルダーとの協働

1. 方針

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーとの間での良好な関係を築き、適切な協働に努める。

2. 行動規範

当社は、経営基本方針である「最大のお客さま満足の創造」「社会からの信頼確保」「持続的な企業価値の創造」「職員・会社の活性化」を実現し、ステークホルダーとの協働を確保するための「行動規範(わたしたちの行動原則)」を策定し、これを遵守、実践する。

3. サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応

当社は、サステナビリティを巡る課題に適切に対応するとともに、課題への対応状況等について定期的に取締役会へ報告を行う。

4. ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社は、多様な人財(ダイバーシティ)を包摂(インクルージョン)することで、新たな価値を創造し、持続的な成長を支えるべく、「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進する。

5. 内部通報制度

当社は、経営陣から独立した内部通報に係る窓口を設置し、通報者の秘匿と不利益取扱に関する規律を整備、運用する。

第5編 その他

1. 情報開示

当社は、法令および株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとともに、社会、お客さま、株主・投資家にとって有用な情報について、公平かつ適時・適切に開示する。

2. 制定・改廃

本基本方針は、取締役会がこれを定め、毎年見直すものとする。また、環境変化等に基づき、随時見直すことがある。

お客さまとの接点・情報提供

■幅広いお客さまとの接点

当社は、「一生涯のパートナー」としてお客さまから信頼いただけるために、生涯設計デザイナーを中心とする当社のあらゆるリソースで、お客さまとの接点を強化しています。

Face to Face	生涯設計デザイナー 約 43,000 名	「ご契約時」「ご契約期間中」「保険金お支払い時・満了時」のあらゆる場面で、お客さまの生涯設計にあわせたコンサルティングやサービス活動を、Face to Face で行っています。 商品に関するアドバイスに加え、“安心の定期点検”の実施、社会保障や税制、健康・医療・介護などの幅広い情報・サービスをご提供しています。こうした活動を通じて、お客さまとの信頼関係を築くとともに、ライフスタイルに適した均一かつ高品質なコンサルティング・サービスをご提供しています。
	総合営業職	担当の企業や官公庁を訪問し、そこで働くお客さまを対象に、生涯設計のコンサルティングを行い、より多くのお客さまに「確かな安心」と「充実した健康サポート」をご提供しています。最適な生涯設計をご提供するための高度なコンサルティング力を身につけ、お客さまと深い信頼関係を築き、「一生涯のパートナー」として良質な商品やサービスを提供する生命保険のプロフェッショナル (Life Professionals) です。
	FP 全国約 480 名	お客さまの多様なご要望に迅速かつ確に対応するため、専門の資格を有し高度な商品・税務、法人・福利厚生制度提案などの知識を持った FP (=ファイナンシャルプランナー) を全国に配置しています。
	FP (相続コンサルタント)	FP のうち特に相続の専門知識を有し、保険金支払い時の公的なお手続きのサポート、相続・生前贈与コンサルティングを専門に行う相続コンサルタントを全国に配置しています。
	RM 約 340 名	法人のお客さまに対して、従業員のための各種保障制度の整備・拡充や、想定される事業リスクへの対策をサポートするため、RM (=リレーションシップ・マネジメント:法人営業担当者) が商品・制度などの提案を通じたコンサルティングを行っています。
	第一生命 ほけんショップ 全国 74 店舗	当社のご来店窓口は、年間約 8 万名のお客さまにご利用いただいています。ご来店されるお客さまの声に耳を傾け、お客さまのニーズを理解し、それに応える“トータルコンサルティング”を提供しています。
	カスタマー コンサルタント	当社のご契約者を中心にアフターサービス活動やコンサルティングを行っています。ご自宅への訪問や窓口での対応など、すべてのお客さまの要望に迅速にお応えする体制を整えています。
電話	代理店 約 3,400 店	提携先の損保ジャパン日本興亜の保険代理店では、生損保トータルの保険サービス提供により、損保にご加入のお客さまを中心として当社商品を販売しています。また、第一フロンティア生命では、個人年金保険などの貯蓄性商品を、金融機関代理店で販売しています。なお、ネオファースト生命では、銀行などの金融機関や来店型保険ショップなどで特長ある医療保険などを販売していきます。
	コンタクトセンター 約 250 万コール	全国のお客さまからのお手続き・ご照会への対応だけでなく、商品・サービスなどの最新情報も提供しています。2014 年度には、日曜日受付の開始や、70 歳以上のお客さまを対象としたシニア専用フリーダイヤルを開設するなど、お客さまに対するサービスの充実に努めています。 ※コンタクトセンターフリーダイヤル、シニア専用フリーダイヤルは P121 をご参照ください。
その他	サービスアドバイザー 全国の営業オフィス 約 1,500 名	全国の営業オフィスで、生命保険の各種お手続きに関わる知識・経験を活かし、お客さまの状況 (年齢・ご家族など) にあわせてご案内すべき商品やサービスをアドバイスし、生涯設計デザイナーをサポートしています。
	ホームページ 約 2,040 万 PV	ご契約内容のご確認や各種お手続きをしていただけるよう、ご契約者さま専用サイト「生涯設計マイページ」を開設しています。また、保険のお見積りや、お客さまからのご意見・ご要望の受付もホームページ上で行っています。
	お客さま向け各種通知 ご案内通知 約 2,000 万通 生涯設計レポート 約 770 万通	お客さまあて総合通知「生涯設計レポート」に加え、「保険料お払込のご案内」、「満期保険金ご請求のご案内」、「生命保険料控除証明書」など、お客さまにとって重要なお知らせを適切なタイミングでご提供しています。

経営に関する諸資料

事業の状況

経理の状況

特別勘定の状況

保険会社及びその子会社等の状況

■ご加入時のお客さまのライフスタイルに適した均一かつ高品質なコンサルティング

昨今の社会環境の変化やライフスタイル、価値観の多様化を踏まえ、営業・業務用携帯パソコン「DL Pad」を導入し、関連する社会保障制度や税制などの情報提供を充実させるとともに、より一層お客さまのお役に立てるコンサルティングに努めています。

営業・業務用携帯パソコン「DL Pad(ディーエル・パッド)」

約4万名の生涯設計デザイナーを中心に営業・業務用携帯パソコン「DL Pad」を導入し、高品質なコンサルティング・サービスの提供に努めています。

DL Padは、高速通信機能を備えた携帯性の高いスレート(タブレット)型を採用しています。これにより、生命保険のご提案や、ご加入も含めたさまざまなお手続きをスピーディーに行うことができます。さらに、生命保険に関連する健康・医療や社会保障制度や、ご加入後のサービスなどの幅広い情報を、イラストや動画の解説を用いてご案内する機能を付帯するなど、お客さまが求めている情報をわかりやすく丁寧にお伝えすることができます。

また、お客さまが求めるライフプランにあわせた収支のシミュレーションや公的年金の試算ができるなど、お一人おひとりに合わせた情報提供が可能です。これにより、お客さまとコミュニケーションをとりながら、保障の内容を一緒に設計する「お客さまの立場に立ったコンサルティング」を行うことができます。



DL Pad(ディーエル・パッド)

(登)C16P0205(2016.7.8)⑤

■お客さまへの情報提供の充実

当社では、ご契約のお申込み時に、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおりー約款」などをお渡しし、重要事項やお支払いに関する情報を提供することで、ご加入いただく保険についてお客さまのご理解・ご納得を高める取組みを進めています。

ご契約お申込み時の情報提供の充実

お申込みにあたって特にご注意いただきたい「重要事項」をわかりやすくご理解いただく取組みを行っています。

具体的には、簡潔にまとめた重要事項の概要を生涯設計デザイナーが1項目ずつお客さまにご説明し、ご理解いただけたか確認します。また、営業・業務用携帯パソコン「DL Pad」で、音声ガイド付きアニメーションとともに重要事項の説明をご覧いただくなど、わかりやすくお伝えする工夫も行っています。このほか、お申込み時にお渡しする重要事項説明書(注意喚起情報)冊子には、保険金などの請求手続きや支払事例集も記載し、お申込みの段階から保険金などのお支払いに関する情報提供を充実させています。

また、DVD-ROMに収録した「ご契約のしおりー約款」や重要事項説明書(注意喚起情報)冊子が同封され、保険証券などのご加入後の通知物を一元管理できる「生涯設計サポートファイル」を、お申込み時にすべてのご契約者にお渡ししています。

なお、「ご契約のしおりー約款」は、当社ホームページでも永続的に掲載しています。これにより、長期にわたる保険契約において、ご契約者さまだけでなく、被保険者・受取人などの方々においても、保障内容や支払事由、お手続き方法などの保険契約に関わる重要な情報をいつでもご確認いただくことができます。



生涯設計サポートファイル

お客さまのニーズにあった商品開発

少子高齢化に伴う社会保障制度の縮小や、単身世帯が増加するなどの変化をうけ、お客さまのニーズは多様化し、生きるための保障などのニーズが顕在化しています。こうしたさまざまなニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めています。

■第一生命の主な商品ラインアップ（2016年4月現在）

		ジュニア	ヤング	世帯形成層	ミドル・シニア
生命保険	死亡保障	第一生命の ブライツWay	第一生命の ブライツWay		
	医療保障	メディカルエール定期型			メディカルエール終身型
		第一生命の なでしこエール			
	介護保障	第一生命の クレストWay			
	貯蓄性	第一生命の Mickey	第一生命の 養老保険 グランロード		
		第一生命の にわかお宝物語			

■「ブライツWay」発売（2014年1月）

幅広い年齢層のさまざまなリスクに柔軟に対応できる商品として5年ごと配当付終身保険「ブライツWay」を発売しました。

「ブライツWay」は「アシストセブン」などの特約を付加することで、予測ができない人生の7つのリスク（3大疾病・要介護状態・身体障害状態・高度障害状態・死亡）に対し幅広く備えることで、お客さまお一人おひとりのニーズにお応えする商品です。

■「こども応援団」発売及び「Mickey」リニューアル（2015年1月）

5年ごと配当付こども学資保険（2014）「こども応援団」「Mickey」は、お子さまの進学費用などのために学資金と満期保険金を計画的にご準備いただける「親心」をかたちにした商品です。

保障内容を重視されるお客さまには「こども応援団」、返還率を重視されるお客さまには「Mickey」と、ニーズにあわせてお選びいただけます。

■「メディカルエール」発売（2011年1月）

充実した医療保障をご準備いただける無配当定期医療保険「メディカルエール（定期型）」・無配当終身医療保険「メディカルエール（終身型）」を発売しました。株式会社化した年度に発売した、無配当タイプの商品です。

■「クレストWay」発売（2014年1月）

高まる介護リスクに対して自助努力で備えておきたい

というニーズが高まる中、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）「クレストWay」を発売しました。

「クレストWay」は一生にわたる介護保障をお手頃な保険料で備えていただける商品で、分かりやすい給付内容を特長としています。

■「グランロード」発売（2011年8月）

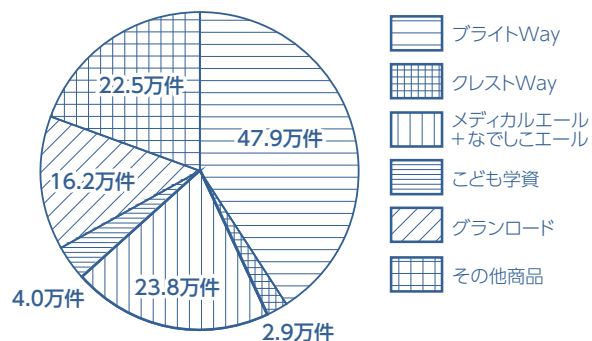
医師による診査や健康状態の告知を不要とした無配当一時払終身保険（告知不要型）「グランロード」を発売しました。0歳から80歳まで、幅広いお客さまにご加入いただける商品です。

■「なでしこエール」発売（2016年1月）

新特約「レディースエールモア」をセットした女性向け医療保険「なでしこエール」を発表しました。

「なでしこエール」は乳がん、子宮がんをはじめ女性特有の病気による手術に備えるとともに、3大疾病の場合等に以後の保険料払込が免除となるなど幅広い保障を組み込んだ終身医療保険です。

2015年度当社商品別販売状況



※各商品の詳細につきましては、第一生命 HP をご覧ください。

（登）C16P0205（2016.7.8）⑤

■商品一覧(2016年6月現在)

個人向け商品一覧

男性

女性

男女兼用

ご契約の目的	保険種類	商品名・契約年齢範囲																		
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳											
一生涯の保障と責任の重い時期に大きな保障をご希望の方	終身保険		15歳	ブライトWay										70歳						
お子さまの入院や手術などの保障をご希望の方		6歳		14歳	ブライトWayジュニア															
医療保障をご希望の方	定期医療保険	メディカルエール(定期型)										0～49歳								
一生涯の医療保障をご希望の方	終身医療保険								50歳	メディカルエール(終身型)						80歳				
			15歳	なでしこエール						49歳										
一生涯の介護保障をご希望の方	終身介護年金						40歳	クレストWay						75歳						
一生涯にわたる保障をご希望の方	終身保険	3歳	悠悠保険U										70歳							
		3歳	エスコートU										70歳							
							40歳	TIME・U						75歳						
		グランロード														0～80歳				
豊かな老後資金準備をご希望の方	個人年金保険	積立年金「しあわせ物語」										0～60歳								
保障のある財産作りをご希望の方	養老保険	3歳	養老保険U										75歳							
保障とあわせ、各種資金準備もご希望の方	生存給付金付定期保険	3歳	Skip・U										50歳							
		6歳	なないろSkip										50歳							
お手頃な保険料で死亡保障をご希望の方	定期保険			20歳	Top Plan サクセスU(EX99)										80歳					
				20歳	Top Plan マジェスティ U(α)										80歳					
お子さまの教育や結婚などの資金準備をご希望の方	こども学資保険			こども応援団 0～10歳																
				Mickey 0～10歳																
3大疾病、死亡保障をご希望の方	特定疾病保障保険		15歳	シールドU										70歳						

法人向け商品一覧

ご契約の目的	法人における制度	対応する保険商品など	主な保険料負担者
万ーの場合の生活保障	弔慰金・死亡退職金・法定外労災補償等制度	総合福祉団体定期保険	法人
	休業補償制度	団体就業不能保障保険	法人
	死亡保障制度	団体定期保険	従業員
	医療保障制度	医療保障保険(団体型)	従業員
		新医療保障保険(団体型)	従業員
住宅・教育資金づくり	住宅資金貸付制度	団体信用生命保険	法人
	住宅資金積立制度	財形住宅貯蓄積立保険	従業員
	使途自由な資金積立制度	勤労者財産形成貯蓄積立保険	従業員
老後の生活保障	退職金・退職年金制度	確定給付企業年金保険	法人
		厚生年金基金保険	法人
		確定拠出年金(企業型)	法人
		確定拠出年金(個人型) [※]	従業員
	老後資金準備制度	拠出型企業年金保険	従業員
		財形年金積立保険	従業員

※ 企業等にお勤めされている方だけでなく、自営業等のお客様にもご提供しています。

法人向け損害保険商品(損保ジャパン日本興亜(株)の商品を提供)

目的	対応する商品
福利厚生	傷害総合保険、労働災害総合保険、団体長期障害所得補償保険、【off!】企業パッケージ
事業リスク	一般自動車保険、企業総合補償保険、物流総合保険、外航貨物海上保険、企業総合賠償責任保険

(注) 記載の内容は概要です。詳しくはそれぞれのパンフレットやご提案書等をご覧ください。

特約一覧

特約名	特 長
保険料払込免除特約(H25)	3大疾病(所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中)による所定の状態、所定の身体障害状態、又は所定の要介護状態になられた場合に、以後の保険料のお払い込みが必要なくなります。
特定状態保障定期保険特約<アシストセブン>	万一の場合の保障のほか、3大疾病(所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中)による所定の状態、所定の身体障害状態、又は所定の要介護状態になられた場合に保険金をお支払いします。
特定状態充実保障付死亡保障特約<アシストセブンプラス>	特定状態保障定期保険特約の保険金をお支払いする場合に加え、上皮内がん等と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたとき、身体障害者福祉法にもとづき障害の級別が1級から4級までである身体障害者手帳の交付を受けられたとき、公的介護保険制度における要介護認定において要介護1との認定を受けられたときに保険金をお支払いします。
特定状態収入保障特約<インカムサポート>	3大疾病(所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中)による所定の状態、所定の身体障害状態、又は所定の要介護状態になられた場合に、毎年、ご生存の限り、所定の期間年金をお支払いします。
特定疾病保障定期(終身)保険特約<シールド特約>	万一の場合の保障のほか、3大疾病(所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中)にかかり、所定の状態になられた場合に保険金をお支払いします。
指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約<シールドプラス特約>	特定疾病保障定期(終身)保険特約の保険金をお支払いする場合に加え、上皮内がん等と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたときに保険金をお支払いします。
リビング・ニーズ特約	余命6カ月以内と判断されたとき、主契約の死亡保険金の一部もしくは全部を特定状態保険金としてお支払いします。特定状態保険金額は、請求時に指定していただく指定保険金額から6カ月分の利息相当額と保険料の原価を差し引いた金額となります。(この特約のための特約保険料は必要ありません。)
定期保険特約	特約の保険期間中に死亡された場合、又は所定の高度障害状態になった場合、特約死亡(高度障害)保険金をお支払いします。保険期間を10・15・20年間で設定する更新型と、主契約の保険料払込期間と同一とする全期型があります。
逡減定期保険特約	特約の保険期間中に死亡された場合、又は所定の高度障害状態になった場合、特約死亡(高度障害)保険金をお支払いします。保険期間は10年間で設定する更新型のみで、保険金額は毎年5%ずつ逡減します。
遺族収入保障特約	特約の保険期間中に死亡された場合、又は所定の高度障害状態になった場合に、そのときから特約保険期間の満了まで、毎年、特約遺族(高度障害)年金をお支払いします。特約保険期間満了時まで遺族年金・高度障害年金が支払われずに生存されているときは、特約満期給付金をお支払いします。
年金払定期保険特約	特約の保険期間中に死亡された場合、又は所定の高度障害状態になった場合、特約遺族(高度障害)年金をお支払いします。年金の支払回数は5回・10回・15回から選択できます。
養老保険特約	特約の保険期間満了時に生存している場合には特約満期保険金を、保険期間中に死亡された場合、又は所定の高度障害状態になった場合には特約死亡(高度障害)保険金をお支払いします。この特約は中途付加専用特約です。
終身保険特約	死亡・高度障害を一生保障する特約です。この特約を付加することにより一生保障を充実させることができます。この特約は中途付加専用特約です。
新総合医療特約D(H22)<医のいちばんNEO> こども新総合医療特約D(H22)<こども医のいちばんNEO>	病気やケガで1日以上入院された場合、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。公的医療保険の対象となる手術と連動した1,000種類以上の手術又は先進医療(※1)に該当する手術を受けられたとき、外来手術なら入院給付金日額の5倍、入院中の手術なら20倍を手術給付金としてお支払いします。放射線治療を受けられたときは入院給付金日額の10倍を放射線治療給付金としてお支払いします。 新総合医療特約D(H22)については、骨髄ドナー(提供者)として所定の骨髄幹細胞又は末梢血管細胞の採取術を受けられたときは入院給付金日額の20倍を骨髄ドナー給付金としてお支払いします。 ※1 お支払い対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為・症状・医療機関などによっては、給付金をお支払いできないことがあります。
入院一時給付特約D	病気やケガで1日以上入院された場合、入院一時給付金をお支払いします。
8大生活習慣病入院特約D	糖尿病や高血圧性疾患などの所定の生活習慣病により1日以上入院された場合、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。
女性特定疾病入院特約D(H22)	女性専用の特約で、乳がんなどの所定の病気により1日以上入院された場合、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。
先進医療特約	病気又はケガにより先進医療(※2)を受けられたときに先進医療給付金、先進医療一時給付金をお支払いします。 ※2 お支払い対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為・症状・医療機関などによっては、給付金をお支払いできないことがあります。
女性特定治療特約(2015)<レディースモア>	乳房、子宮又は子宮付属器(卵巣又は卵管をいいます)の所定の手術を受けたとき、及び、その手術を受けた乳房について乳房再建手術を受けたときに給付金をお支払いします。
傷害特約D	不慮の事故や所定の感染症で死亡された場合には災害保険金を、不慮の事故により所定の身体障害状態になった場合には災害保険金の1～10割を障害給付金としてお支払いします。
災害割増特約D	不慮の事故や所定の感染症で死亡された場合又は所定の高度障害状態になった場合に、災害割増保険金をお支払いします。
特定損傷特約D<アクセル>	不慮の事故により180日以内に「骨折」、「関節脱臼」、「腱の断裂」の治療を受けたとき、特定損傷給付金をお支払いします。
保険金等の年金払特約	「ニュー・一時払養老」の専用特約で、この特約を付加した場合、死亡(高度障害)保険金について、一時払ではなく特約年金としてお受け取りいただけます。(この特約のための特約保険料は必要ありません。)
指定代理請求特約	被保険者ご本人が保険金などを請求できない特別な事情があるときに、ご本人に代わってご家族が保険金などを請求できます。(この特約のための特約保険料は必要ありません。)
個人年金保険料税制適格特約(S60)	個人年金保険の専用の特約で、個人年金保険料控除が受けられます。(この特約のための特約保険料は必要ありません。)

(注) 1.特約によって付加条件が異なります。
2.この資料は商品(特約)の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。また上記は主契約に付加してご契約いただきますので、単独で加入することはできません。検討にあたっては専用のパンフレット及び「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。

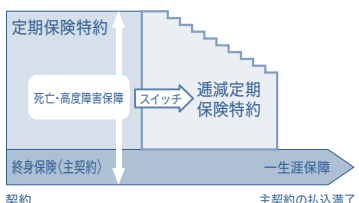
(登)C16P0205(2016.7.8)⑤

保障内容をより充実させるための諸制度

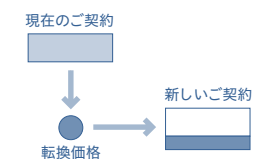
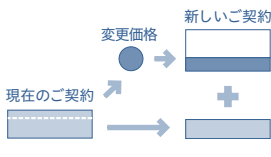
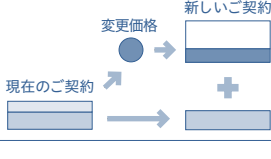
当社では、お客さまのニーズに対応するために、次のような制度を提供しています。

■生涯設計ドック

当社では、保険契約加入後において、さまざまなかたちでご契約の見直しを行うことができます。例えば、「ブライトWay」においては、更新時に定期保険特約を保障額が毎年一定割合で通減する通減定期保険特約に変更したり、更新時の保障見直し以外にも定期保険特約を終身保険特約に変更する等、ご希望により保障内容を見直すことができます。

保険料負担を抑えて、必要な保障額を確保したい方に 通減定期保険特約にスイッチ 定期保険特約の更新時に、保障額が毎年一定割合で通減する通減定期保険特約へ変更(スイッチ)することができます。 (更新時に被保険者の年齢が40歳以上の場合にお取り扱いします。)		<table><tr><td>バトンタッチプラン</td><td>家族の保障ニーズの変化に応じて、既契約の下取り価格の一部又は全部を家族の新しい契約に承継できる制度です。</td></tr><tr><td>スイッチプラン</td><td>主契約に付加されている定期保険特約等の全部又は一部を、通減定期保険特約や、終身保険特約等に変更する制度です。</td></tr><tr><td>スマイルプラン</td><td>終身保険等の全部又は一部を、年金に移行する制度です。</td></tr></table>	バトンタッチプラン	家族の保障ニーズの変化に応じて、既契約の下取り価格の一部又は全部を家族の新しい契約に承継できる制度です。	スイッチプラン	主契約に付加されている定期保険特約等の全部又は一部を、通減定期保険特約や、終身保険特約等に変更する制度です。	スマイルプラン	終身保険等の全部又は一部を、年金に移行する制度です。
バトンタッチプラン	家族の保障ニーズの変化に応じて、既契約の下取り価格の一部又は全部を家族の新しい契約に承継できる制度です。							
スイッチプラン	主契約に付加されている定期保険特約等の全部又は一部を、通減定期保険特約や、終身保険特約等に変更する制度です。							
スマイルプラン	終身保険等の全部又は一部を、年金に移行する制度です。							

■保障見直しのための制度

ご利用方法	図 解	しくみと特長	留意事項
転換制度		現在のご契約の責任準備金や配当金など(転換価格)を新しいご契約の一部に充当する方法です。保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	新しいご契約の保険料は、転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。現在のご契約は消滅します。
部分保障変更制度		現在のご契約の一部の責任準備金など(変更価格)を新しいご契約の一部に充当する方法です。現在のご契約の一部を活用して、保障を総合的に見直すことができます。	新しいご契約の保険料は、部分保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。変更する部分の保障は消滅し、ご契約は新しいご契約と継続するご契約の2件になります。
医療保障変更制度		現在のご契約に付加されている入院関係特約の責任準備金など(変更価格)を新しいご契約の無配当終身医療保険の一部に充当する方法です。	新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。現在のご契約に付加されている入院関係特約は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
特約の中途付加		現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。現在のご契約の保障内容や保障期間を変えずに、保障内容を充実することができます。	付加する特約の保険料は、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。
特約変更		現在のご契約に付加されている特約の一部を新しい特約に変更する方法です。	変更する前の特約の保険料のお支払いは不要になりますが、新しい特約の保険料と継続する部分の保険料とあわせてお支払いいただきます。
追加契約		現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。	現在のご契約の保険料と新しいご契約の保険料をお支払いいただきます。ご契約は2件になります。

(注) 1.上記の方法のほか、保険金額・給付金額等を減額する方法や保険期間を変更する方法等があります。
2.現在のご契約の種類や内容などによってはお取り扱いできない場合があります。また、それぞれの方法のご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。
3.転換制度、部分保障変更制度、医療保障変更制度をご利用の場合、保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約等の保険料が高くなり不利益となることがあります。

(登)C16P0205(2016.7.8)⑤

第一生命の勧誘方針

【基本方針】

- 当社は、1902年(明治35年)以来受け継いできた「お客さま第一主義『一生涯のパートナー』」をさらに追求するため、お客さまのライフステージの変化や多様なニーズにお応えする提案と商品・サービスを提供する「生涯設計」の推進に取り組みます。
- 当社は、お客さまからの信頼にお応えしていくため、法令及び社会的規範、各種ルール、社規等を遵守した適切な勧誘を行ないます。
- 適切な勧誘・提案について
- 上記「基本方針」に基づき、お客さまの年齢や収入・資産、ご家族の加入状況等を考慮し、「生涯設計」の考え方に則って勧誘・提案をいたします。
- 「ご契約時」、「ご契約期間中」、「お支払い時」のどの段階においても、ご契約内容についてお客さまの知りたいこと、重要なことを分かりやすくご説明いたします。
- お客さまへの訪問・電話連絡などにあたっては、時間帯等ご都合に配慮した適切な勧誘活動を行ないます。
- 保険商品の提案を行なうに際しては、お客さまのご意向を把握したうえで、ご意向に沿った商品を提案いたします。また、「保障設計書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」などを活用・手交して、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるようにいたします。
- お申込みをいただく際に、お申込みをされる保険商品及び保険料・保障内容等について、お客さまのご意向に合致していることを再確認させていただき、お客さまの最終的なご意向に沿った商品にご加入いただけるようにいたします。また、お客さまが保険契約の内容等について、ご理解されていない場合や誤解されている場合には、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めます。
- 特に未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から、ご契約内容の確認を行なうとともに、適切な勧誘に努めます。
- 特にご高齢のお客さまに対しては、説明の内容を十分にご理解いただけるよう、より丁寧に分かりやすくご説明・

対応いたします。

- 外貨建保険・変額年金保険・投資信託等の投資性商品について
 - ・外貨建保険・変額年金保険・投資信託等の投資性商品については、お客さまの年齢や収入・資産、ご家族の加入状況、投資経験、投資性商品に対する知識、ご加入目的などを踏まえ、お客さまに適した商品を提案いたします。
 - ・特に市場リスク等重要な事項については、お客さまに確実に理解していただくために説明書面をお渡しするとともに、お客さまの知識、投資経験、収入・資産等の状況、及び当該商品のご加入目的などを踏まえ、十分な説明をいたします。
- 生命保険・損害保険・投資信託その他金融商品の取扱いを明確に区分し、適切な勧誘・提案を行なうことにより、商品及び引受保険会社についての誤認等を招くことがないようにいたします。
- 職員の教育・育成について
- お客さまの多様なニーズにお応えするため、「生涯設計デザイナー制度」を構築し、生涯設計提案を推進する知識・スキルを備えた多数の「生涯設計デザイナー」の育成に努めます。
- 職員に対し、生命保険協会の「継続教育制度」を踏まえ、高いコンプライアンス意識の醸成と、適切な勧誘・提案が行なわれるための研修を継続的に実施しています。
- 高度なコンサルティング力を醸成するため、FP資格取得を推進しています。
- 投資性商品の提案にあたる職員については、所定の資格取得に加え、販売有資格者になるために当社で設けた販売要件取得を義務づけています。
- 個人情報の保護について
- 業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた個人情報保護方針に則り、厳格な管理の下、適切に取り扱います。

重要事項の説明と本人確認の徹底

個人保険分野

新契約については、1999年4月より、契約締結時・診査時における本人確認、ご契約者・被保険者に対する重要事項の説明について対応を図っています。2006年4月には、「ご契約のお申込みにあたって」の改訂を行い、新たに「重要事項説明書(注意喚起情報)」として重要事項などの説明について充実を図り、お客さまにお渡ししています。2016年3月からは、お客さまのご意向を把握したうえでご意向に沿った商品を提案し、お申込みをいただく際に「お客さまのご意向確認書」にてお客さまのご意向に合致していることを再確認いただき、お客さまの最終的なご意向に沿った商品にご加入いただけるようにいたしました。なお、2014年9月からは、保険のご説明からご加入手続きをわか

りやすく利便性の高いものとするため、法人契約などを除き、第一生命の携帯端末『DL Pad』にてペーパーレスでご加入手続きを実施いただけるよう変更しました。

●契約締結時における本人確認について

営業職員がご契約者及び被保険者の自宅もしくは勤務先に訪問のうえ本人確認を行います。自宅・勤務先への訪問による本人確認ができない場合は、写真付証明書などによる確認を行います。

ご契約者が法人の場合は、法人の存在・事業活動について役職者が書類(企業名鑑・法人登記簿謄本など)や法人訪問による、社屋・看板・社名表示の有無の確認ならびに従業員の実在確認により事業活動の実態を確認しています。

医師による診査時又は生命保険面接士による面接時に、

写真付証明書(運転免許証・パスポート・写真付社員証・写真付学生証など)による被保険者本人の確認を行っています。

●ご契約者に対する重要事項の説明について

新契約のご加入に際して、「保障設計書(契約概要)」、ご確認いただきたい特に重要な事項をまとめた「重要事項説明書(注意喚起情報)」、ご契約内容とその詳細説明を記載した「ご契約のしおり-約款」を、お申込みまでの間に手交し、契約の概要や重要事項の説明をするとともに、お申込み前にはお申込みされようとする保険商品がニーズに合致しているかをお客さまご自身でご確認いただいています。また、「保障設計書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり-約款」が確実に手交されたことを確認するため、重要書類の受領確認を実施しております。

このほか、転換など(下取り制度)を利用する場合には、すでにご加入済みの契約と新たにご加入する契約の内容を対比させうえて、重要事項の説明を行うと同時に、保障見直しの諸制度についてもご確認いただいています。

●被保険者に対する重要事項の説明について

申込手続き時に、営業職員が被保険者に契約内容の説明を行うとともに同意の確認を行い、ご署名をいただいています。加えて契約者と被保険者が別人の契約については、営業職員が申込手続き時「契約内容説明書兼被保険者同意確認書(被保険者様控)」を被保険者に手交しています。

●名義変更時の本人確認について

名義変更の手続きにおいては、現ご契約者・新ご契約者・被保険者それぞれについて、運転免許証などの写しをご提出いただくことで本人確認を行っています。

●その他の取扱いについて

1999年4月2日以降のご契約で請求者が法人であり、従業員(社長・役員を除く)を被保険者とするご契約において、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いする場合には、ご遺族又は被保険者の了知を確認(「法人契約・事業主契約保険金請求内容確認書」を団体経由でご遺族又は被保険者に記入していただき、団体から提出していただきます)することとしています。

団体保険分野

●ご契約者である企業などの実在・事業活動確認について

新契約時及び名義変更時(企業の吸収合併などにもなうご契約者変更時)において、役職者の訪問や公的書類の取付けなどにより、企業の実在・事業活動の確認を行っています。

●ご契約者・被保険者への重要事項の説明について

ご契約者への重要事項の説明については、契約締結にあたって、「ご契約のしおり-約款」により説明するとともに、お申込みをいただくまでの間に、「ご契約のしおり-約款」を手交し申込書に受領印をいただいています。

被保険者への重要事項の説明については、企業拋出型商品の場合、被保険者同意の確認の際にご契約者が従業員に配付する「お知らせ文書」に「引受保険会社からのお知らせ」として掲載いただき、各被保険者に周知いただいています。

一方、従業員拋出型商品の場合、加入勧奨にあたり、被保険者に配付する個別パンフレットで重要事項(契約概要、注意喚起情報)を周知いただいています。

●総合福祉団体定期保険の被保険者あて内容通知について

加入対象者が契約内容などを確実に通知されたうで被保険者となることに同意しているかという観点から、通知の方法をご契約者から報告いただいています。

団体年金保険分野

ご契約者である企業などの実在・事業活動確認及びご契約者への重要事項の説明について、団体保険と同様の対応を行っています。

また、従業員拋出型商品である拋出型企業年金保険の被保険者への重要事項(契約概要、注意喚起情報)の説明についても、団体保険と同様の対応を行っています。

財形保険における重要事項の説明

ご契約者への重要事項の説明については、お申込みをいただくまでの間に、ご契約者に「重要事項説明書(注意喚起情報)」を交付し、特に注意いただきたい事項を説明するとともに、申込書に受領印をいただいています。

犯罪収益移転防止法

この法律は、金融機関等による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出を義務付けることにより、テロ資金供与やマネー・ローナダリングが金融機関等を通じて行われることを防止することを目的としています。

●取引時確認とは

同法で金融機関等は、お客さまとの間で預貯金口座の開設、有価証券の取得、貯蓄性の高い保険契約の締結等の一定の取引を行う際、お客さまの本人特定事項(個人の場合は氏名、住所及び生年月日、法人の場合は名称と本店等の所在地)、取引の目的、職業又は事業の内容、さらに法人のお客さまは、実質的支配者を確認しなければならないとされています。

個人情報保護方針

第一生命保険株式会社(以下、当社といいます)では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法といいます)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます)、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の利用目的

(1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- ① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

(2) 前号にかかわらず、番号法で定める個人番号(以下、個人番号といいます)を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

- ① 保険に関する取引がある場合：保険取引に関する法定調書作成事務
- ② 投資信託に関する取引がある場合：投資信託取引に関する法定調書作成及び口座開設事務
- ③ 不動産に関する取引がある場合：不動産取引に関する支払調書作成事務
- ④ 報酬・料金・契約金・賞金支払に関する取引がある場合：報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- ⑤ その他上記①から④に関連する事務

(3) これらの利用目的は、当社ホームページ及びディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2. 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態、個人番号等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3. 個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、番号法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 個人情報の提供

(1) 当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- ① ご本人が同意されている場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 保険契約及び特約の内容を(一社)生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- ④ 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- ⑤ その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

(2) 前号にかかわらず、当社では、番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を外部に提供することはありません。

5. 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「コンプライアンス委員会」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 個人情報の開示、訂正等のご請求

個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

株主個人情報保護方針

第一生命保険株式会社(以下、当社といいます)では、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法といいます)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という)、保険業法、会社法など関係法令等を遵守し、株主さまの個人情報の保護に努めます。

1. 株主さまの個人情報の利用目的

(1) 株主さまの個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- ① 会社法に基づく権利の行使・義務の履行
- ② 株主さまとしての地位に対する当社からの各種便宜の提供
- ③ 株主さまと当社との関係の中でも、社団の構成員と社団という観点から双方の関係を円滑にするための各種方策の実施
- ④ 各種法令に基づく所定の基準による株主さまのデータを作成する等の株主さま管理

(2) 前号にかかわらず、番号法で定める個人番号(以下、個人番号といいます)を含む特定個人情報は、配当及び剰余金等の分配の支払調書作成事務にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

2. 取得・保有する株主さまの個人情報の種類

取得・保有する株主さまの個人情報は、氏名、住所、所有株数、個人番号等、前項の利用目的を達成するために必要な株主さまの個人情報です。

3. 株主さまの個人情報取得の方法

株主さまの個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、番号法、保険業法、会社法、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 株主さまの個人情報の提供

(1) 当社では、次の場合を除いて株主さまの個人情報を外部に提供することはありません。

- ① ご本人が同意されている場合

- ②法令に基づく場合
 - ③業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
 - ④その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合
- (2)前号にかかわらず、当社では、番号法で認められている場合を除いて株主さまの特定個人情報を外部に提供することはありません。

5. 株主さまの個人情報の保護管理

株主さまの個人情報は、正確に保つよう努め、株主さまの個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を

講じ、適宜見直します。また、当社では「コンプライアンス委員会」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、株主さまの個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 株主さまの個人情報の開示、訂正等のご請求

株主さまの個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者ご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 株主さまの個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な株主さまの個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

リスク種類別の管理

保険引受リスク管理

●リスク管理の目的

生命保険契約の長期性や死亡率などの不確実性を保険引受リスクとして十分に認識し、実効性のあるリスク管理を行うことで、会社の健全性維持と支払能力の確保を図ることを目的としています。

●保険引受リスク管理体制

主計部を保険引受リスク管理所管とし、保険引受に関連する商品事業部、団体保障事業部、団体年金事業部、保険関係事務管理所管、法務部及びその他関連各所管が連携してリスク管理を行う体制としています。

●保険引受リスク管理の取組み

保険商品の開発にあたっては、お客さまのニーズを踏まえつつ、保険契約の長期性などに留意した商品の設計、保険料の設定を行っています。また、保険加入時に医的診査を受けていただく等、加入者間の公平性の確保を図っています。

保険商品販売後においては、まず、将来の保険金などの支払いに備えて、保険業法などに基づき、標準責任準備金を積み立てており、法令上最も健全な方式を採用しています。また、2007年度より、健全性の更なる向上のため、高予定利率の終身保険のうち払込満了後契約などに対して、追加責任準備金の積立てを行うこととしました。更に、保険事故発生率の実績について把握・分析を行うとともに、収支予測を実施し、責任準備金の積立財源や将来の収支状況の把握を行っています。

これらの情報をもとに、保険引受リスクの状況について定期的に監視し、当初予測に反して保険事故の発生率が悪化するなど、保険引受リスクの顕在化がみられる場合には、関連各所管が連携して適時適切な対応を講じることで会社の健全性維持と支払能力の確保を図ることとしています。再保険を引き受ける際には、再保険契約毎に情報を入手し、その収益性やリスクの特性などについて検証しています。再保険に付す際には、再保険引受先の財務内容等を確認し選定しています。

資産運用リスク管理

●リスク管理の目的

当社の資産運用リスク管理は、中長期的観点でリスクとリターンのバランスに留意しつつ、資産の健全性を維持す

ることを目的としています。

●資産運用リスク管理体制

リスク管理統括部を資産運用リスク管理所管とし、市場リスク、信用リスク、不動産投資リスクを合わせて一元管理し、業務執行所管と連携してリスク管理を行う体制としています。

●資産運用リスク管理の取組み

○市場リスクの管理

市場リスクの管理は、ポートフォリオの管理を基本とし、有価証券、デリバティブ(金融派生商品)取引など市場リスクを有する資産について、その残高及び含み損益等を定期的に確認し、その状況を経営層に報告しています。また、保有残高等に係るリスク・リミットを定めることにより、リスクをコントロールする枠組みとしています。これらに加えて、「バリュー・アット・リスク (VaR:最大損失予想額)」等を用いたリスク量の計測手法により、市場リスクを数値で把握・管理しています。

○信用リスクの管理

信用リスクの管理は、個別取引毎の与信管理を基本とし、審査所管による事前の厳正な審査を実行し社内牽制を図るとともに、事後のフォローなどを実施しています。更にポートフォリオの観点から、格付や業種毎の与信の集中度合い等の分析・管理を行っています。また、大口与信先に対しては取組方針を策定し、遵守状況を確認するなど、与信集中を回避するための枠組みを整備しています。これらに加えて、VaR等を用いたリスク量の計測手法により、信用リスクを数値で把握・管理しています。

○不動産投資リスクの管理

不動産投資リスクの管理は、個別物件毎の管理を基本とし、投資判断に際しては、運用執行所管から独立した審査所管による事前の厳正な審査を実行し社内牽制を図っています。また、投資採算性の観点から重点取組物件を定め、個別に収益力の強化に取り組んでいます。これらに加えて、VaR等を用いたリスク量の計測手法により、不動産投資リスクを数値で把握・管理しています。

流動性リスク管理

●リスク管理の目的

当社の流動性リスク管理は、日々の資金繰りの管理に加えて、中長期的な資産・負債のキャッシュ・フローを踏ま

えた上で資産配分において一定の流動性を確保すること等を通じ、業務の健全性及び適切性を維持することを目的としています。

●流動性リスク管理体制

リスク管理統括部を流動性リスク管理所管、収益管理部を資金繰り管理所管とし、入出金情報の把握やキャッシュ・ポジションの管理などの資金繰り管理や、市場における資産売却等の取引実施においてリスクが顕在化しないよう、日次、月次で状況をモニターし、各種の管理基準の遵守状況の確認を行う等、業務執行所管と連携してリスク管理を行う体制としています。

●流動性リスク管理の取組み

当社では、流動性リスクが経営に及ぼすリスクを十分に認識し、業務の健全性を確保するため、資金繰りの管理に留まらず、中長期的な資産・負債のキャッシュ・フローも踏まえた管理を行っています。

また、流動性の逼迫度合いを平常時・懸念時・危機時・巨大災害時に区分し、それぞれの管理方法、対応方法をあらかじめ定め、迅速かつ適切な対応を行えるように備えています。

事務リスク管理

●リスク管理の目的

役職員が事務リスクの存在を認識し、事務を正確かつ迅速に遂行すること、また、事務リスクの極小化に向け適切な対策を講じることにより、安定した業務の継続と健全性の確保、お客さまサービスの向上及び社会からの信頼確保につなげていくことを目的としています。

●事務リスク管理体制

各分野の事務を所管する本社部門をそれぞれ事務リスク管理所管とし、事務リスク管理所管が自所管のみならず、支社・営業オフィスなどで行われている事務の遂行状況を適切に管理する体制としています。更に、これらの事務リスク管理を統括する所管をITビジネスプロセス企画部とし、各所管のリスク管理のプロセスチェックを行っています。

●事務リスク管理の取組み

事務手続きを適切に遂行するために規程・基準書等を整備し、発生した問題点や外部環境の変化に基づき、必要に応じ改正を行うとともに職員個々の事務知識・事務能力の

向上に向けた指導・教育を行っています。

また、事務が正確かつ迅速に行われているかどうかを把握するために、事務指標等を用いた管理を行っています。

さらに、万一異常事象が発生した場合の報告・責任体制を明確にし、速やかな対応を図るとともに、発生原因の究明や再発防止に向けた対策を講じるなど、適切な事務リスク管理を行っています。

システムリスク管理

●リスク管理の目的

保険業務の高度化、複雑化、お客さまとの取引の多様化さらに他社との業務提携、ITの進展等の環境変化のなかで、情報システムの担う役割や重要性はますます高まっています。こうした状況のもとで、コンピュータシステムの災害・障害・犯罪・過失・不正行為その他不測の脅威に対する安全性、及び信頼性・遵法性・有効性・効率性を確保することを目的としています。

●システムリスク管理体制

ITビジネスプロセス企画部をシステムリスク管理所管とし、関連する法令・社規などにに基づき、全社に対しシステムリスク管理を推進するよう、管理・指導を行っています。各部・各支社においては、法令等遵守責任者・同推進者等を配置し、情報システムの保護管理対策のチェックを実施する体制としています。

●システムリスク管理の取組み

管理体制面では「公益財団法人 金融情報システムセンター」発行の安全対策基準などに準拠した対策の整備を行っています。また、規程・基準書などを制定・遵守することによりシステムの開発、運用、障害対応、障害復旧についての手順及び体制・責任者を明確にし、災害対応訓練を実施する等、安全対策管理を徹底しています。なお、当社のコンピュータセンターは全棟免震構造を採用しており、大地震にも耐えられる構造となっています。

インターネットや社内パソコンLANなどのネットワーク普及に伴うリスク管理としては、社内外のネットワークの分離・ファイアーウォールなどにより外部からの侵入や不正なアクセスを防御しシステムやデータの保護を行っています。

大規模災害リスク管理

リスク種類別の管理に加え、大地震等の大規模災害が発生した場合や新型インフルエンザなどの感染症が大流行した場合等においてもお客さまへのサービスに支障をきたさないよう、大規模災害リスク管理委員会を設置し、平時から準備を行っています。

具体的には、事業継続計画を含む危機管理計画に関する規程・基準書などを策定するとともに、顧客情報を含むシステムデータのバックアップを複線的に実施し、本社・支社が被災した場合でも、事務処理を円滑に行い保険金等を適切にお支払いするための態勢整備や教育・訓練の実施、継続的な改善等、事業継続マネジメントを推進してい

ます。

2011年3月に発生した東日本大震災、2016年4月に発生した熊本地震においては、災害対策本部をすみやかに立ち上げ、各対策部において職員の安否確認、被災店舗の早期復旧、必要物資の送付などの対応を実施しました。また、本社・支社一丸となったお客さまの安否確認活動・お見舞い活動や、保険料払込猶予期間の延長等の特別取扱いを実施するなど、お客さまへの対応に取り組んできました。引き続き、大規模災害リスクを想定した安全対策や備えを強化し、事業継続マネジメントのさらなる推進に取り組んでいきます。

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」)は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行うなどにより、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません(※4))。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないかは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(※1)を超えていた契約を指します(※2)。当該契約については、責任準備金などの補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間の各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$
(※1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認いただくことができます。
- 2.一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

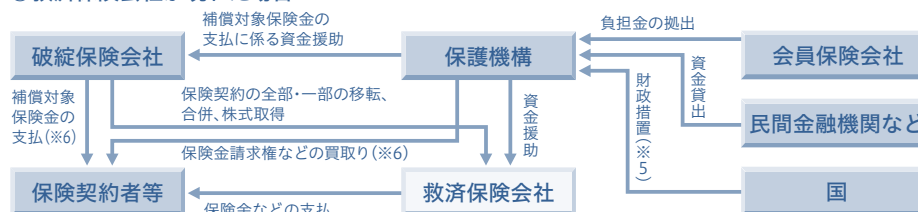
■負担金の拠出

会員は定款に定める基準により、毎年負担金を納付します。2015年度の全社の負担金額は約330億円であり、当

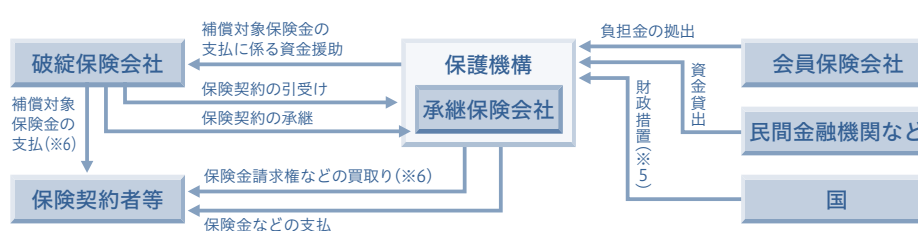
社の負担金分担割合は、約11.3%(約37.2億円)です。

●概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



※5 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

※6 破綻保険会社が、破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払を行うこと、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率及び買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)。

(注) 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。